

I. 模倣被害実態調査の概要

・調査の目的

経済のグローバル化や産業の発展に伴い、我が国法人が直面する模倣被害の実態を把握・分析し、模倣被害の動向、具体的な課題の抽出、支援策のあり方等の検討に資することを目的とする。

・調査の沿革

平成28年より実施。

・調査の根拠法令

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査である。

・調査の対象

【地 域】 全国

【单 位】 法人

【属 性】 日本国特許庁に産業財産権を登録している法人

【調査対象数】 4,831 法人(母集団数:208,842 法人)

・抽出方法

【選 定】 無作為抽出

【抽出方法】 各法人が日本国特許庁に産業財産権を登録している件数毎に、『10件未満』、『10件以上100件未満』、『100件以上』の3区分に分けた。日本国特許庁が保有する行政記録情報を母集団として、標本理論に基づき各区分別に層化抽出している。ただし、『100件以上』については、母集団数が小規模なため全数調査としている。

登録件数	権利者数	標本数
10 件未満	182,581	768
10 件以上 100 件未満	22,966	768
100 件以上	3,295	3,295
全体	208,842	4,831

・調査事項

当該法人の概要

模倣被害の状況について

模倣被害への対策状況について

・調査票

調査票及び記入の方法については、「参考:調査票」を参照(2020 年調査用)。

・調査の時期

調査実施の前年度(2019 年4月1日～2020 年3月31日)

・調査方法

【調査経路】 特許庁 → 民間事業者 → 調査対象法人

【配布方法】 郵送

【収集方法】 郵送、オンライン

・民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

・統計の利活用の状況

—

・その他

—